

～医療費でお困りの方はご相談ください～

無料低額診療事業

●無料低額診療ってどんな事業ですか？

無料低額診療事業は、病気やケガにより生計困難をきたす恐れのある方や、経済的理由により適切な医療を受けることが出来ない方に対して、医療費の負担を無料または低額にすることで、安心して医療を受けていただくための事業です。

●私は相談できるのですか？

当院では、社会福祉法や当院独自の規程に基づいて、以下のようなご事情をお持ちの方を対象にしています。

- ・ホームレスの方
- ・低所得者世帯で経済的理由により診療費の支払いが困難な方
- ・上記の他、事情により医療費の支払いが困難と認められる方

●対象になる「医療費」の範囲は？

対象になる医療費は、当院における医療費に限ります。また、ご事情により、無料もしくは低額のいずれかが適用されるかが異なります。

《対象となる医療費の範囲》

- ・外来の診療費、入院の場合は診療費＋食費
- ・健康保険適用部分が対象なので、自費部分（CSセット代、おむつ代、一部文書料など）は含まれません。

●利用の方法を知りたいのですが。

医療ソーシャルワーカーよりご事情をお伺い致します。
申請書を作成し、必要書類を添えて提出していただきます。

＜申請に必要なもの＞

- ・申請者および世帯全体の収支状況がわかるもの
- ・印鑑
- ・所得証明書（必要に応じて）

申請書の提出を受けて審査を行い、結果を通知致します。



●利用できる期間は？

無料または低額診療が決定した場合、対象となる期間は原則6ヶ月です。引き続き利用を希望される場合は、更新の手続きが必要となります。

事業の適用にならない場合でも、他の精度のご紹介やお支払い方法の相談など、一緒に解決の糸口を探していきましょう。医療費に不安がある時も、受診を控えたり、受診回数を減らしたりすることのないように、まずはご相談ください。



《お問合せ先》
済生会江津総合病院
1階 地域医療連携室
TEL：0855（54）0101